

28年度 公文書開示状況（2月決定分） 生活文化局

| 月整理番号 | 請求年月日      | 決定年月日      | 公文書の件名  | 総枚数 | 決定区分 |      |     |     | (根拠規定) 条例7条 |    |    |    |    |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等  |                         |
|-------|------------|------------|---|-----|------|------|-----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|---|-------------------------|
|       |            |            |   |     | 開示   | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否      | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 |        |   | 9号                      |
| 1     | H29. 1. 19 | H29. 2. 2  | 職務に関する働きかけについての対応記録票（平成28年12月対応分）   | 1   | 1    |      |     |     |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | (7条3号)事業者の名称は、法人に関する情報であり、公にすることによって当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため   | 生活文化局<br>総務部総務課         |
| 2     | H29. 1. 20 | H29. 2. 2  | 特定非営利活動法人〇〇の以下の書類<br>設立認証申請書類（ただし、「役員住所又は居所を証する書面」及び「役員の就任承諾書及び宣誓書」を除く。）、設立登記完了届出書、役員の変更等届出書、定款変更届出書、事業報告書類（平成20年度から平成24年度まで）、定款変更認証申請書、社員総会議事録 | 136 | 1    |      |     |     |             |    |    | 1  | 1  | 1  |    |    | 1  |        | (7条2号)社員等の氏名並びに住所又は居所は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため<br>(7条3号)事業報告書類に添付の計算書類に記載されている金融機関名、支店名、口座種別、借入金の相手先等は、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため<br>・役員報酬の有無は、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する情報であり、公にすることにより法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため<br>・届出書に事務担当者が記入した注記は、法人の内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより法人の事業運営上の地位が損なわれるおそれがあると認められるため<br>(7条4号)印影を公にすることにより、偽造等の犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため<br>(7条6号)届出書に事務担当者が記入した注記は、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため | 生活文化局<br>都民生活部<br>管理法人課 |
| 3     | H29. 1. 20 | H29. 2. 3  | 〇〇報告書   |     |      |      |     | 1   |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | 当該報告書は、東京都への提出義務は無いものであり、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。   | 生活文化局<br>私学部私学行政課       |
| 4     | H29. 1. 20 | H29. 2. 3  | 〇〇に関する報告書、回答書   | 31  | 1    |      |     |     |             |    |    | 1  | 1  |    |    |    |    |        | (7条2号)理事、法人職員、評議員等の氏名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため<br>(7条4号)印影を公にすることにより、偽造等の犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため   | 生活文化局<br>私学部私学行政課       |
| 5     | H29. 1. 20 | H29. 2. 3  | 〇〇報告書（2法人分）<br>寄附行為（直近のもの。2法人分）   |     |      |      |     | 1   |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | 当該報告書及び寄附行為は、東京都への提出義務はないものであり、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。   | 生活文化局<br>私学部私学行政課       |
| 6     | H29. 1. 24 | H29. 2. 7  | 特定非営利活動法人〇〇の設立認証申請時の「就任承諾書及び宣誓書」  | 15  | 1    |      |     |     |             |    |    | 1  | 1  |    |    |    |    |        | (7条2号)監事等の住所は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため<br>(7条4号)印影を公にすることにより、偽造等の犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため  | 生活文化局<br>都民生活部<br>管理法人課 |
| 7     | H29. 2. 2  | H29. 2. 8  | 私立幼稚園教育振興事業費補助金確定額一覧（平成27年度）<br>私立幼稚園等環境整備費補助金確定額一覧（平成27年度）   | 3   | 1    |      |     |     |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | -----   | 生活文化局<br>私学部私学振興課       |
| 8     | H29. 1. 27 | H29. 2. 10 | 都民の開示請求について都知事が虚偽の回答をした事が判る文書につき本日より過去5年分の文書。   |     |      |      |     | 1   |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | 当該公文書については、実施機関（生活文化局）では、作成及び取得しておらず、存在しない。   | 生活文化局<br>総務部総務課         |
| 9     | H29. 1. 31 | H29. 2. 14 | 学校法人〇〇財産目録（平成24年度から平成27年度まで）  | 31  | 1    |      |     |     |             |    |    | 1  |    |    |    |    |    |        | (7条3号)財産目録の詳細な項目を開示することにより法人の財産の状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため  | 生活文化局<br>私学部私学行政課       |
| 10    | H29. 2. 7  | H29. 2. 14 | 宗教法人〇〇の規則   | 10  | 1    |      |     |     |             |    |    | 1  | 1  |    |    |    |    |        | (7条2号)責任役員等の氏名は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため<br>(7条4号)印影を公にすることにより、偽造等による犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため   | 生活文化局<br>都民生活部<br>管理法人課 |
| 11    | H29. 2. 9  | H29. 2. 14 | 東京都庭園美術館（28）西洋庭園改修電気設備工事<br>①工事内訳書  | 19  | 1    |      |     |     |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | -----   | 生活文化局<br>総務部総務課         |

| 月整理番号 | 請求年月日     | 決定年月日      | 公文書の件名   | 総枚数 | 決定区分 |      |     |     | (根拠規定) 条例7条 |    |    |    |    |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等   |   |                         |
|-------|-----------|------------|--|-----|------|------|-----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|--|---|-------------------------|
|       |           |            |  |     | 開示   | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否      | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 |        |  | 9号  |                         |
| 12    | H29. 2. 2 | H29. 2. 16 | 職務に関する働きかけについての対応記録票 (平成29年1月対応分)  | 1   | 1    |      |     |     |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | -----  | 生活文化局<br>総務部総務課   |                         |
| 13    | H29. 2. 2 | H29. 2. 16 | 職務に関する働きかけについての対応記録票 (平成28年12月対応分)   | 1   | 1    |      |     |     |             |    | 1  |    |    |    |    |    |    |        | (7条3号)事業者の名称は、法人に関する情報であり、公にすることによって当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため  | 生活文化局<br>総務部総務課   |                         |
| 14    | H29. 2. 2 | H29. 2. 16 | 東京都知事への提言事業実施要綱  | 2   | 1    |      |     |     |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | -----  | 生活文化局<br>広報広聴部<br>都民の声課   |                         |
| 15    | H29. 2. 2 | H29. 2. 16 | ヘブンアーティストライセンスカード<br>ヘブンアーティストライセンス取扱要領  | 4   | 1    |      |     |     |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | -----  | 生活文化局<br>文化振興部<br>文化事業課   |                         |
| 16    | H29. 2. 2 | H29. 2. 16 | 平成〇年〇月〇日における文化事業課職員の旅費請求内訳書<br>出演承諾書<br>出演依頼書  | 6   | 1    |      |     |     |             |    | 1  | 1  | 1  |    |    |    | 1  |        | (7条2号) 旅費請求内訳書に記載の自宅最寄駅、給与号給及び旧姓使用職員の本名姓は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため<br>(7条2号) 出演承諾書に記載の氏名、指定口座金融機関名、支店名、口座名義人名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため<br>(7条4号) 印影を公にすることにより、偽造等の犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため<br>(7条3号) 出演料は、ヘブンアーティストの事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、他の主催者等との出演料交渉に当たり不利益が生じるなど、ヘブンアーティストの競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため<br>(7条6号) 出演料を公にすることにより、ヘブンアーティストの事業活動に支障を及ぼすこととなると、ヘブンアーティストが不利益を懸念して東京都が主催するイベントに出演しなくなるなど、東京都への協力が得られなくなり、東京都が行うヘブンアーティスト事業の適正な遂行支障を及ぼすおそれがあるため | 生活文化局<br>文化振興部<br>文化事業課   |                         |
| 17    | H29. 2. 2 | H29. 2. 16 | 平成〇年〇月〇〇弁護士に都が〇氏の弁護士費用を支出されたか又都生活文化局が事業者に弁護士を付け、費用を出すルールが判る文書<br>平成27年4月以降、〇〇弁護士が都庁を訪問して、生活文化局で、話した日付、内容、(応対した)職員名が判るもの<br>平成〇年〇月〇日から〇〇弁護士及びヘブンアーティストと都の係が電話か訪問等で何を話したかが判る文書<br>ヘブンアーティストの〇〇氏についての調査内容、特にホームページ、BBS、ツイッター、フェイスブック等と管理人、関係者等人間関係等判るもの |     |      |      |     |     |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | 対象となる公文書は、実施機関では、作成及び取得しておらず、存在しない。  | 生活文化局<br>文化振興部<br>文化事業課   |                         |
| 18    | H29. 2. 7 | H29. 2. 16 | 平成〇年〇月〇日付東京都個人情報保護審査会答申第〇号に記載されている「審査会は、・・・(省略)・・・、現場の状況及び備品の保有状況について事務局に現地調査をさせたところ」における当該事務局が現地調査の結果を当該審査会に報告した文書  |     |      |      |     |     |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | 1  | 実施期間は、東京都個人情報保護審査会において、答申第〇号に記載のある現地調査の結果について口頭で報告を行ったため、請求に係る公文書は、実施機関において作成又は取得しておらず、存在しない。 | 生活文化局<br>広報広聴部<br>情報公開課 |

| 月整理番号 | 請求年月日      | 決定年月日      | 公文書の件名   | 総枚数 | 決定区分 |      |     |     | (根拠規定) 条例7条 |    |    |    |    |    |    |    |    | 非開示理由等 | 所管局部課等   |                 |
|-------|------------|------------|--|-----|------|------|-----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|--|-----------------|
|       |            |            |  |     | 開示   | 一部開示 | 非開示 | 不存在 | 存否応答拒否      | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 |        |  | 9号              |
| 19    | H29. 2. 10 | H29. 2. 17 | 私立学校教育助成金調査票 (A表) 「1 学校法人資金収支計算書」、「2 学校法人消費収支計算書」及び「3 貸借対照表」(学校法人〇〇平成27年度)         | 3   | 1    |      |     |     |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | (7条3号) 財務諸表の小科目等の詳細な項目を開示することにより法人の収入・支出及び財産の状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため                  | 生活文化局私学部私学行政課   |
| 20    | H29. 2. 10 | H29. 2. 20 | 特定非営利活動法人〇〇の平成12年度「事業報告書類」のうち、「活動計算書」、「貸借対照表」、「財産目録」                               | 4   | 1    |      |     |     |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | -----  | 生活文化局都民生活部管理法人課 |
| 21    | H29. 2. 10 | H29. 2. 20 | 特定非営利活動法人〇〇の平成13年度から平成22年度までの「事業報告書類」のうち、「活動計算書」、「貸借対照表」、「財産目録」                    | 37  | 1    |      |     |     |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | (7条3号)事業報告書類に添付の計算書類に記載されている口座種別、金融機関名、支店名及び借入金の相手先は、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため | 生活文化局都民生活部管理法人課 |
| 22    | H29. 2. 15 | H29. 2. 21 | 特定非営利活動法人〇〇の定款変更認証申請書類(平成〇年〇月〇日收受)のうち、「定款」   | 9   | 1    |      |     |     |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | -----  | 生活文化局都民生活部管理法人課 |
| 23    | H29. 2. 8  | H29. 2. 22 | 小池知事着任から現在までの、知事決裁の公文書情報公開に関する公印の決裁、押印の記録。(生活文化局分)                                 |     |      |      |     | 1   |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | 当該公文書については、実施機関(生活文化局)では、作成及び取得しておらず、存在しない。  | 生活文化局総務部総務課     |
| 24    | H29. 2. 22 | H29. 2. 23 | 東京都庭園美術館(28)レストラン新築電気設備工事<br>①工事内訳書  | 40  | 1    |      |     |     |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | -----  | 生活文化局総務部総務課     |
| 25    | H29. 2. 16 | H29. 2. 24 | 私立学校教育助成金調査票 (A表) 「1 学校法人資金収支計算書」、「2 学校法人消費収支計算書」及び「3 貸借対照表」(学校法人〇〇平成26年度及び平成27年度) | 6   | 1    |      |     |     |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | (7条3号) 財務諸表の小科目等の詳細な項目を開示することにより法人の収入・支出及び財産の状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため                  | 生活文化局私学部私学行政課   |
| 26    | H29. 2. 17 | H29. 2. 24 | 東京都庭園美術館(28)レストラン新築工事<br>工事内訳書   | 48  | 1    |      |     |     |             |    |    |    |    |    |    |    |    |        | -----  | 生活文化局総務部総務課     |